

ダム
だより

水のわ

第114号

令和元年7月

長崎県石木ダム建設事務所
住所：東彼杵郡川棚町百津郷394-2
電話：0956-82-5109
<ホームページ>

石木ダム建設事務所 で 検索
もしくは、右のQRコードから



石木ダム建設を推進する各団体の集会在開催されました。

ダム周辺地域の振興を

「石木ダム建設促進川棚町民の会」役員会（6月26日開催）



過去の洪水被害で大きな被害を受けた川棚町民で構成される「石木ダム建設促進川棚町民の会」の役員会が開催され、収用裁決が出されたことを踏まえながら、活発な議論が行われました。

そのなかで、ダムによる地域振興のためには、水源地域整備計画を官民が一体となって考えていかなければならないといった意見が出されました。

苦渋の決断 洪水被害を受けて

「石木ダム地域住民の会」全員集会（7月7日開催）

ダム建設のために住宅や農地などの提供を余儀なくされた関係者により構成される「石木ダム地域住民の会」の集会では「過去に川棚川の氾濫による洪水を経験したことで、町民の安全・安心のために、大切な故郷の土地を譲るという苦渋の決断をした。」「現在は建設工事が進み、事業の進捗が目に見える形になってきたのは、大変喜ばしい。早急にダムを完成してほしい。」との声が上がりました。

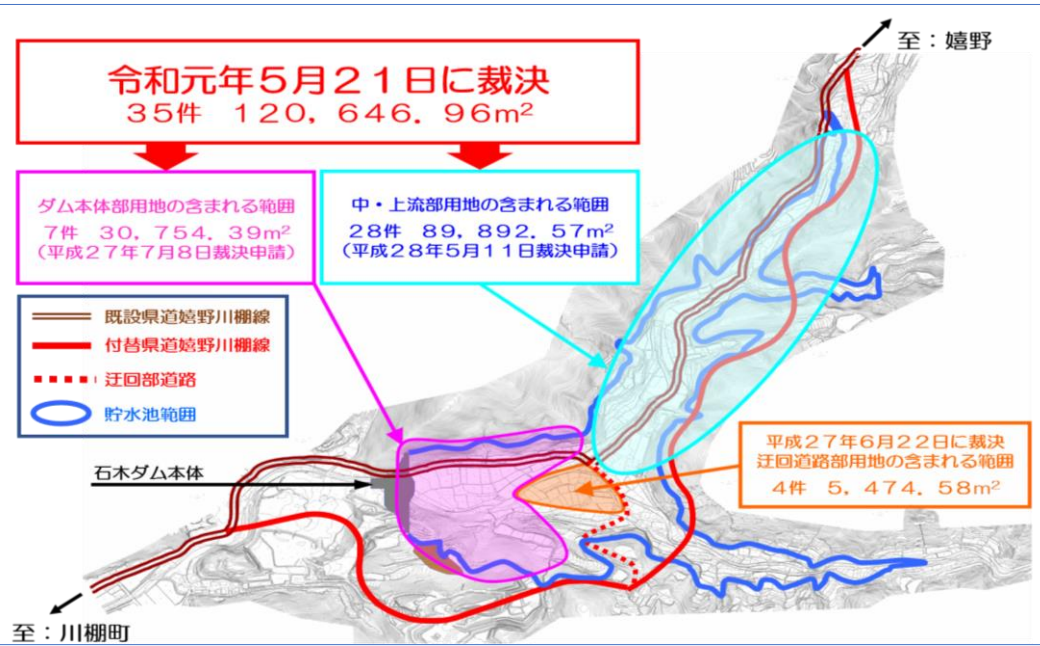


石木ダム建設に必要な全ての土地の収用の裁決が出されました。

5月21日に収用委員会から、石木ダムの建設に必要な土地の収用を認める裁決が出されました。この裁決により、県から収用委員会へ裁決の申請をしていた土地の全てについて、収用が認められたこととなります。

土地の収用とは、公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合、正当な補償を支払って、その土地を取得、または使用することを言います。

今回の裁決により、法的に明け渡しに応じて頂くように求めていくこととなります。



川棚町民の命と暮らしを守る

石木ダムは、川棚町において幾度となく発生している洪水被害の軽減などのために計画され、昭和50年度から着手しています。川棚川は昭和20年以降、大雨により4回氾濫し、その度に周辺地域は洪水被害を受けてきました。過去の洪水などで大変な思いをされた方々や、大切な土地を提供していただき、石木ダムの建設にご理解とご協力をいただいた数多くの方々の想いに応えるために、石木ダム事業の推進に努めていきます。

また、まだ事業に協力していただいていない地権者の皆さまには、事業への協力を改めてお願いするとともに、生活再建について誠実に対応させていただきたいと考えています。

平成2年7月の川棚川での洪水と被害の状況

川棚川の水位が上昇し、道路にあふれた



栄町商店街の様子



平成2年の大雨では、水が堤防を超えるなど広範囲で浸水し、一部では人の胸付近の高さまで水位が上昇しました

石木ダム建設工事の状況について

工事現場内は、危険なので、許可なく立ち入らないようお願いいたします。

ダム本体の工事を行う際に通行できなくなる県道嬉野川棚線を付替えるため、新しい道路を造る工事を行っています。現在は、橋梁の下部工や護岸工、切土法面の工事を実施しており、今後は橋梁の上部工や代替墓地付近まで付替県道工事を延伸する予定です。**(赤い点線が付替え道路のルートです。)**

切土法面の施工状況



崩土から付替県道を守るため法面にコンクリート製の枠を作り保護します。枠の中は種子により緑化を図ります。

切土工区上空撮影 令和元年6月24日撮影



切土工区 法面の現況



掘削が進み、道路の形ができてきました。今後は法面保護と舗装の工事を進めます。

現場の全景
令和元年6月24日撮影



施工中の1号橋下部工

法面に緑が復元されるよう植物の種子で緑化を図ります。



付替県道に必要な橋梁の橋台を施工中です。



種子を吹付けた直後(吹付箇所が確認できるよう水色で表示しています。)



拡大

2週間後 少しずつ新たな芽が出できました。

生活相談窓口のご案内

石木ダム建設事業の移転の対象となられる方やご家族の方で、移転先、補償金、税金、将来の生活設計など、分からないことや困ったことがございましたら、下記窓口までご連絡ください。

【相談窓口】

長崎県 石木ダム建設事務所 用地課

電話 0956-82-5109

「水のわ」に関して、ご質問やご意見等がありましたら、下記連絡先にお寄せください。

石木ダム建設事務所 電話 0956-82-5109

長崎県土木部河川課 電話 095-823-3280